

## 町民課からのお知らせ

### 外国人住民の新しい登録制度が平成24年7月からスタートします！！

入管法・入管特例法及び住民基本台帳法の一部改正により、現行の外国人登録制度が廃止となり、新たな在留管理制度が導入され、これに合わせて外国人住民の方にも住民票が作成されることとなりました。これにより、外国人住民の方々の利便性の向上や市町村などの行政の合理化が図られることとなります。新制度への移行（施行開始）は平成24年7月9日(月)からとなります。

現行の外国人登録証明書に代わり、「特別永住者証明書」「在留カード」が交付されます

注) 新制度が始まった後も一定期間はお手持ちの“外国人登録証明書”を「特別永住者証明書」または「在留カード」とみなす為、新制度移行後すぐにかえる必要はありません。

#### 特別永住者の方

「外国人登録証明書」に代わり「特別永住者証明書」が交付されます。

「特別永住者証明書」の事前交付申請

希望される方は、7月6日までに申請されることにより、施行開始後すみやかに受け取ることができます。次のものを持って、町民課窓口係へお越しください。

〔申請に必要なもの〕

- ・写真(16歳以上の方のみ)縦4センチ×横3センチで無帽、正面、無背景、3ヶ月以内に撮影されたもの
- ・旅券(お持ちの方のみ)
- ・外国人登録証明書

「外国人登録証明書」の有効期限は

- 16歳以上の方... 外国人登録証明書の次回確認(切替)申請期間の初日(誕生日)  
申請期間が平成27年7月8日までに到来する場合は、平成27年7月8日まで
- 16歳未満の方... 16歳の誕生日

#### 中長期在留者の方

3ヶ月を超える在留資格をお持ちの方。(在留資格のない方や「短期滞在」等の方は対象となりません。)

「外国人登録証明書」に代わり「在留カード」が交付されます。

「在留カード」の事前交付申請

希望される方は、入国管理局へ。カードは入国管理局で交付されます。

詳しくは、下記の外国人在留総合インフォメーションセンターへお問い合わせください。

「外国人登録証明書」の有効期限は

- 16歳以上で
- 永住者の人 ... 平成27年7月8日
- 永住者以外の人... 制度導入後の在留期間更新等の手続き時まで
- 16歳未満の人 ... 平成27年7月8日か、16歳の誕生日のいずれか早い日

新制度施行によって外国人住民の方の住民票が作成されます

外国人の方も日本人と同様の住民票が作成されます。日本人と外国人とで構成される世帯でも、世帯全員が記載された住民票の写しなどが発行できるようになります。

#### 対象となる方

中長期在留者(在留カードの交付対象者) 特別永住者

一時庇護許可者または仮滞在許可者 出生または国籍喪失による経過滞在者